

基発 1003 第 4 号  
雇均発 1003 第 1 号  
公取企第 287 号  
20240926 中庁第 6 号  
令和 6 年 10 月 3 日

業所管省庁担当部局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省雇用環境・均等局長  
( 公 印 省 略 )

公正取引委員会事務総局官房審議官(取引適正化担当)  
( 公 印 省 略 )

中 小 企 業 庁 長 官  
( 公 印 省 略 )

令和 6 年度「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の実施について (御依頼)

平素より、労働・中小企業関係施策に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 (平成 30 年法律第 71 号) による改正後の労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) に規定する罰則付きの時間外労働の上限規制や年 5 日の年次有給休暇の確実な取得を始めとする改正事項が平成 31 年 4 月から順次施行されており、本年 4 月からは建設業や自動車運転者等にも時間外労働の上限規制の適用が開始されました。

そうした中で、大企業・親事業者 (以下「大企業等」という。) による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。また、工事の民間発注者による短い工期の設定や荷主による長時間の恒常的な荷待ち等の取引慣行に伴う「しわ寄せ」も生じているところです。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会では、「しわ寄せ」防止に向けた施策を総合的かつ継続的に推進するために令和元年6月に策定した「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策」（以下「総合対策」という。）に基づき、「しわ寄せ」防止に向けた取組を推進しているところです。

総合対策では、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会が連携し、「しわ寄せ」防止に向けた各種施策を講じることとしているほか、業所管省庁に対して、所管業界団体への指導、周知啓発等の積極的な関与について働きかけを行うこととしています。

また、11月を「「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」と位置付け、厚生労働省が実施する「過重労働解消キャンペーン」及び公正取引委員会・中小企業庁が実施する「下請取引適正化推進月間」の各種取組と連携を図りながら、「しわ寄せ」防止に向けた集中的・効果的な周知・啓発の取組を行うこととしています。

つきましては、貴殿におかれましても、これらの状況を御理解いただき、別途送付する「「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」のリーフレットを活用し、所管業界団体へ周知していただくほか、経営トップに対する「しわ寄せ」防止に向けた直接要請、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく「振興基準」等による「しわ寄せ」防止に向けた行政指導の活性化等、大企業等の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止に向けた積極的な対応をお願いいたします。

なお、本取組の状況については、内閣官房副長官の総覧の下に開催される「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」において、報告を行う可能性があることについて、あらかじめ御承知おき願います。